

ユーゴスラヴィアの国際連合における地位について

山田, 哲也

九州大学大学院法学研究科客員助教授 : (財) 日本国際問題研究所研究員

<https://doi.org/10.15017/2206>

出版情報 : 法政研究. 67 (2), pp.109-140, 2000-11-17. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ユーゴスラヴィアの国際連合における地位について

山田 哲也

1 はじめに

- (1) 本論文の目的
- (2) 問題の所在

(3) 国連憲章における「加盟と除名」及び「代表と権利の停止・剝奪」

2 国家の分裂・消滅と国連—過去の実行—

- (1) 先例としてのインド及びパキスタンの独立
- (2) その後の実行

3 ユーゴ紛争と国連—「加盟国の地位」について

- (1) 旧ユーゴ各共和国の国連加盟
- (2) 新ユーゴの取り扱い—安保理決議七七七（一九九二）及び総会決議四七〇—
- (3) 国際司法裁判所（ICJ）における「新ユーゴ」

4 おわりに—若干の考察—

1 はじめに

(1) 本論文の目的

国際法は「国家 (State)」と「政府 (government)」を截然と区別してきた。実効的な政府の存在は国家性 (statehood) の前提であり、国家は政府を通じて国際関係に参加するのである。^① このような区別は、国家が国際機構に参加するにあたっても維持されており、国家が国際機構に「加盟」し、当該国家の政府が加盟国を「代表」する。^②

本論文は、セルビアとモンテネグロから成る「ユーゴスラヴィア連邦共和国」(以下、新ユーゴ)の国際連合(国連)における地位について検討することを目的とするものである。新ユーゴの国連における地位については、一九九二年の国連総会第四七会期において、「旧ユーゴの地位の自動的継続を認めず、憲章四条に基づく加盟申請を行うよう求める」決議四七／一が採択されている。^③ この総会決議四七／一(さらに、その前提となる安保理決議七五七及び七七七)は、新ユーゴの総会への参加を認めないとするものであるが、後に詳細に述べるように、「加盟・除名」という国際機構における「国家の地位」を問題としているのか、「代表権」という「政府の正統性」を問題としているのか、決議の文言上判然とせず、むしろ両方の要素を併せもっていると考えられる。この決議採択の結果、新ユーゴの国連における「地位」は、国際司法裁判所(ICJ)に係属している新ユーゴを当事国とする三つの事件^④において、「新ユーゴはICJ規程の当事国であるか否か」という論点として、裁判所の管轄権を巡る問題にも影響を与えている。

そこで本稿では、今回の一連の決議について、加盟国の地位に関する国連の過去の実行 (practice) と比較するとともに、安全保障理事会(安保理)、総会及びICJにおける議論を分析することを通じて問題点を整理し、考察を加えることにし、この決議が、加盟及び代表、あるいは除名及び権利の停止・剥奪といった加盟国と国際機構の法的関係の

根幹を成す憲章の関連規定といかなる関係にあるかを検討するものである。

国家性 (statehood) を巡る問題は、国際法の基本的な問題であり、これまでも多くの研究が為されてきた。また、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国 (旧ユーゴ) からのスロヴェニア及びクロアチアの独立宣言 (一九九一年) に始まった、いわゆる「ユーゴ問題」の文脈では、新ユーゴと並んで、旧ユーゴから独立した各共和国の一般国際法上の地位をも問い得る。しかし、本稿では、新ユーゴの、国際機構の設立基本文書 (条約) の当事国としての「加盟国」の地位や当該国際機構において加盟国を代表する「政府」の地位の問題に限定して検討する。その理由は、第一に加盟国 (及びその政府) の地位を巡る国際機構の決議の効果は、取りあえず当該国際機構の内部に留まるからである (いわゆる、「決議の内部的効果」⁵⁾)。また第二に、今回の決議の採択にあたっては、そもそもその決議の合「憲章」性についての疑義も指摘されており、決議採択の過程を振り返ることで、加盟国の地位を巡る安保理及び総会の権限について検討を加えることとなり、国際機構論上、一定の意義があると考えられるからである。

(2) 問題の所在

国際機構に国家が加盟するには、当該国際機構の設立文書 (条約) の作成に関わって「原加盟国」となるか、設立後に加盟するかのいずれかとなる。その意味では通常の多数国間条約と同じであるが、通常、国際機構への加盟にあたっては、加盟を申請する国家が設立文書に定められた要件が満たされており、かつ、当該国際機構の権限ある機関による手続きを経る必要がある。また、国際機構に加盟するのは「国家」であるが、実際には「政府」が当該国家を代表して国際機構の活動に参加する。従って、当該国家において非合法的な政府の交替などの場合や複数の政府が存在してその正統性に争いがある場合には、いずれの政府が加盟国を正式に代表するか、という「代表権問題」が生じる。その代表例

が、中国を巡る国民党政府（台湾）と中華人民共和国政府間での「中国代表権問題」である。

国家と政府の区別に基づく、「加盟」と「代表」の区別は、一般国際法上の「国家承認」と「政府承認」の関係に似ているといつてよい。すなわち、前者が新国家の国家性を問うのに対し、後者は既存国家内における非合法的な政府交替に際して、当該新政府の正統性を問うものだからである。但し、加盟承認にせよ、代表権承認にせよ、これらは国際機構の権限ある機関による集団的な行為であり、その結果は加盟または代表権の承認に反対する加盟国をも拘束するものであるから、承認国と被承認国の個別の関係を規律する国家承認や政府承認とは別個の存在であると考えなければならない⁶⁾。また、加盟国は当該国際機構における加盟国としての義務に違反した場合には、所定の要件と手続きにより放逐（除名）されることもある。また、義務違反の程度によっては除名には至らないまでも、投票権の停止など加盟国としての権利が停止または剝奪されることもある。これらは一般に、国際機構に加盟する国家あるいは、それを代表する政府への「懲罰、制裁」としての意味を有するとされる⁷⁾。

新ユーゴの地位を巡る国連の対応を検討するにあたり、まず、国連憲章における加盟国の地位に関する規定を節を改めて整理しておくことにする。

(3) 国連憲章における「加盟と除名」及び「代表と権利の停止・剝奪」

(イ) 国連への加盟要件と手続き

国連憲章四条一項は、「この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によつてこの義務を履行する能力及び意思があると認められる」「すべての平和愛好国」が国連加盟国となり得ると規定する。また、同二項において、国連への加盟にあたっては、安全保障理事会の勧告に基づいて、総会が決定すると、その手続きを定めている。

また、安保理の勧告には「常任理事国の同意投票を含む九理事国の賛成投票」(二七条三項)が必要とされ、総会では「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数」(一八条二項)による賛成が要求される。いいかえれば、国連への加盟は、安保理にとつての「非手続事項」であり、総会にとつての「重要問題」とされているのである。

なお、ある国家を新たに加盟国とするか否かの判断において、憲章四条一項に列挙された以外の条件を加えること、及び、二項に反する手続き(安保理の勧告のない総会の決定など)によつて加盟問題を扱うことは許されないとするI C Jの勧告的意見が存在する。⁽⁸⁾

(ロ) 除名

憲章六条は、「この憲章に掲げる原則に執ように違反した国際連合加盟国は、総会が、安全保障理事会の勧告に基づいて、この機構から除名することができる」と定めている。この場合の意思決定も安保理では二七条三項に、総会では一八条二項に基づいて行われる。いかなる「原則」にどの程度「執ように違反」することが除名の要件となるかは明らかではなく、憲章二条各項の「原則」に限定されるか否かについても議論が分かれる。⁽⁹⁾

国際機構からの除名は、義務違反国に対するもつとも厳しい「制裁」としての意味を持つ。⁽¹⁰⁾ とりわけ、スイスのような特殊な国を除いた世界のほぼ全ての国家が加盟する国連からの除名は、事実上、「国際社会からの追放」⁽¹¹⁾を意味するとされる。

(イ) 権利の停止・剝奪

国連憲章における権利の停止・剝奪には、「安全保障理事会の防止行動又は強制行動の対象となつた加盟国に対しては、総会が、安全保障理事会の勧告に基づいて、加盟国としての権利及び特権の行使を停止することができる。これら

の権利及び特権の行使は、安全保障理事会が回復することができる」(五条)とする「一般的」な権利停止と、「この機構に対する分担金の支払いが延滞している国際連合加盟国は、その延滞金の額がその時までの満二年間にその国から支払われるべきであった分担金の額に等しいか又はこれを越えるときは、総会で投票権を有しない」(一九条)とする「部分的」な停止とがある。

一般的な権利の停止 (suspension) は、加盟国としての義務の違反 (国連の場合は、義務違反の結果としての防止行動又は強制行動の発動) に対して、除名には至らないまでも、一定の「懲罰・制裁」としての意味を持つ。義務違反によつて除名される場合、義務違反の状態そのものは解消されないが、権利の停止の場合には、義務違反状態の解除がない限り、停止された権利も回復しないという論理的な差はあるが、実際上の差異はわずかであるとされる。¹²⁾

(二) 代表

加盟国の代表は、国連に対して信任状 (credential) を提出する。これが総会の補助機関である信任状委員会で審査され、適当と認められた場合に総会などへの参加が認められる。通常、代表権が問題となるのは、クーデターなどにより二以上の政府が競合し、互いに正統政府を主張する場合 (カンボジアや中国) である。先にも触れたように、代表権が問題となるのは、一つの国家 (加盟国) に複数の政府が競合する場合であつて、加盟国の地位そのものに変更はない。従つて、「加盟・除名」の問題と「代表権」の問題は理論上、別のものである。

ところで、一九七四年から九四年まで南アフリカの代表権が否認されていたが、これも当時の白人政権が南アフリカ「全体」を正統に代表するか、という問題として扱われていた。これは、第二九回総会 (一九七四年) における信任状委員会が、南アフリカの信任状を否認すべきであるとの報告を行い、この報告を総会が承認したことによる。¹³⁾ また、これを受けて総会は、決議三二〇七 (XXXIX) により、安保理に対して国連と南アフリカとの関係を再考するよう求めた

ものの、憲章六条に基づく南アフリカ除名決議案がアメリカ、イギリス及びフランスの拒否権行使によって否決された。そこで議長裁定により、南アフリカの加盟国としての地位の問題には触れずに、委任状否認の論理的帰結としての「参加拒否」という決着が図られたのである。⁽¹⁴⁾ 従って、要件・手続きも対象も異なるものの、「除名」と「代表権否認」は、義務違反に対する「懲罰・制裁」という観点からは、一連のものとして捉えられている。

2 国家の分裂・消滅と国連—過去の実行—

(1) 先例としてのインド及びパキスタンの独立

一九四五年の国連創設以来、加盟国が分裂したり、連合を形成するなどの原因で加盟国としての地位が問題になったことがある。その一方で、国連憲章は、加盟国が分裂・消滅した場合の法的効果について、何の規定も置いていない。消滅の場合についてグリーン (Green) は、国連憲章 (さらに、かつての国際連盟規約) が政治的「現状維持」を目的としているため、そのような場合についての規定が置かれなかった、と分析する。⁽¹⁵⁾ もっとも、そのような規定を置くまでもなく、国家が消滅すれば、「その国家の国際機構における地位も消滅する」⁽¹⁶⁾ と考える方が自然であろう。しかし、国連にせよ、国際連盟にせよ、一般的にはそのような取り扱いを必ずしもしていないことに注意する必要がある。

グリーンは過去の実行を分析した上で、国際連盟については、「英仏の利害が優先的に考慮」⁽¹⁷⁾ されていたと結論する。一方、一九六三年までの国連においては、事例毎の対応がなされ、その結果、国連憲章の法的解釈が二次的な立場に、そして政治的配慮及び実務上の便宜が優位に置かれている、⁽¹⁸⁾ という。その先駆けともいえる事例が、英領インドの独立

に伴うパキスタンの分離に際しての各々の国連加盟国としての地位を巡る問題である。

インドは、一九四七年までのイギリスの自治領（ドミニオン、Dominion）であり、完全な独立国家ではなかったが、国連の原加盟国であった。⁽¹⁹⁾同年の「インド独立法（Indian Independence Act 1947）」によって、独立が達成された際、インド自治領はインドとパキスタンとに分離した。この際、問題となったのが、インドの国連での地位の継承の問題である。このときインドは、自治領から独立国家へという変化があったにも拘らず、国連での地位に変化はなく、パキスタンのみが憲章四条に基づく新規加盟を要求された。

このとき、総会第六委員会は、次のような見解を示している。

「1 国連加盟国は、その憲法または国境に変化が生じたという理由のみでは、加盟国としての地位を失わない。国連加盟国としての権利義務は、国際的に承認された法人格が消滅した場合に限って、消滅する。

2 新国家が成立した場合、その国家が国連の加盟国である国家の一部を構成していたか否かに関わりなく、当該国家は憲章による手続きをとるまで、加盟国としての地位を認められない。

3 但し、このような問題は、個別に判断される。⁽²⁰⁾」

一九四七年を境にインドの国際的地位に変化が生じたのは事実である。すなわち、自治領としての法人格（legal personality）も消滅し、インド及びパキスタンの双方が新規加盟を必要とするという考え方をとることも可能であり、事実、アルゼンチンにかかる主張を行った。すなわち、「インド自治領が独立し、二つの新国家（インド及びパキスタン）が誕生するに際し、その一方を承継国と考えるのは法的合理性を欠く」というのである。⁽²¹⁾

本件は、そもそもインドが独立国家でなく自治領であった当時から、国連の原加盟国であったために議論が混乱したが、国連加盟国の一部が分裂して、新国家を形成した場合、その新国家のみが憲章四条に基づく加盟申請を必要とする、という一般的ルールが形成されたと見ることはできよう。⁽²²⁾

(2) その後の実行

(イ) アラブ連合共和国 (U A R) の結成とシリアの分裂

一九五八年にエジプトとシリアの間で、アラブ連合共和国 (U A R) が結成された。この際、エジプトとシリアは、共に国連の原加盟国であったが、U A R は新たに加盟手続きを経ることなく、そのまま国連での加盟国の地位を認められた。

一九六一年になって、シリアが U A R から脱退し、シリア・アラブ共和国となった際も、同国は、国連の原加盟国としての地位を援用して、そのまま国連加盟国としての地位を継続することが認められた。

(ロ) タンガニーカ・ザンジバル連合共和国の成立

一九六四年、それまで別個の独立国家であったタンガニーカとザンジバルが連合して、タンガニーカ・ザンジバル連合共和国を結成した (その後、タンザニア連合共和国に名称を変更)。この際も、両国が既に個別に国連加盟国としての地位を有しており、新たに加盟申請することなく、タンガニーカ・ザンジバル連合共和国として一個の加盟国として取り扱われるようになった。このとき、新国家の外務大臣から国連事務総長に送られた書簡は、上で見た U A R 結成時の書簡とほぼ同じであった⁽²³⁾という。

(ハ) ソ連邦の崩壊とロシアの地位

国連の原加盟国であったソヴィエト連邦 (ソ連) は、一九九一年十二月八日の「独立国家共同体 (C I S) 創設協定」及び十二月二一日の「アルマ・アタ宣言」を通じて消滅が決定され、十二月二六日にはソ連最高会議共和国会

議における「ソ連邦消滅宣言」の採択を通じて、法的にも存在を終了した。

旧ソ連を構成する共和国のうち、ウクライナとベラルーシ（旧、白ロシア）はソ連と共に国連原加盟国としての地位を認められていたが、ロシア共和国をソ連消滅後のソ連の承継国家とすることが、アルマ・アタ宣言とともに採択された。「独立国家共同体の国家元首評議会に関する決定」によって定められた。これによれば、

「1 独立国家共同体加盟国は、安全保障理事会を含め国連その他の国際機関におけるソ連邦の議席を引き継ぐために、ロシア共和国を支援する。

1 ベラルーシ、ロシア、ウクライナの各共和国は、国連その他の国際組織の正式資格に関する問題の解決において、独立国家共同体の他の加盟国を支援する。⁽²⁴⁾」

この決定に基づき、エリツィン・ロシア大統領が国連事務総長に書簡を送付し、ソ連の議席をそのままロシアが継承している。なお、ベラルーシ及びウクライナを除く他の九共和国については、各々別途、憲章四条に基づく加盟審査を行って、国連加盟国となっている。なお、ソ連崩壊前に独立を達成したバルト三国についても、各々加盟申請を行い、国連加盟国となった。

(二) チェコ・スロヴァキアの分離

チェコ・スロヴァキアも国連原加盟国であったが、一九九二年一月三十一日をもって同国は、チェコ共和国とスロヴァキア共和国とに分離することとなった。この時については、両国とも新たに加盟申請を行い、それぞれについて安⁽²⁵⁾ 保の勧告と総会の決定により、加盟が認められた。

以上の取り扱いを見ると、既に国連加盟国である国家の一部が分離独立した場合、新たに成立した国家についてのみ新規加盟手続きを執るという一般的ルールがあることと見ることができそうである。この場合の例外は、そろって新規加盟

をしたチェコ及びスロヴァキアのみということになる。

「消滅」との関係では、シリアはUAR結成に伴い、一旦消滅したと考えられるが、UARからの脱退に際して、かつて原加盟国であったことを援用して新規加盟手続きに依らずに国連加盟国としての地位を「復活」させた事例しかない。なお、一九九〇年八月二日のイラク侵攻によるクウェート「併合」においては、安保理は一貫してかかる併合を認めておらず、クウェートの国連加盟国としての地位が問題となったことはない。²⁶

3 ユーゴ紛争と国連——「加盟国の地位」について

一九九五年一二月のデイトン合意において一応の決着を見た「ユーゴ紛争」の始期は、スロヴェニアとクロアチアが旧ユーゴからの独立を決定した²⁷一九九一年六月であろう。いうまでもなく、ユーゴ紛争を巡っては、平和維持活動をはじめとして多くの論点があるが、ここでは、国連への加盟問題に限定する。

(1) 旧ユーゴ各共和国の国連加盟

旧ユーゴからの独立を宣言した、クロアチア共和国、スロヴェニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国及び旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国は、それぞれ国連に加盟申請し、認められた。²⁸クロアチアについては一九九一年六月以降、またボスニア・ヘルツェゴヴィナについても一九九二年五月以降、内戦状態にあった。そのような状況の中での加盟申請が、憲章四条にいう「平和愛好国 (peace-loving states)」といえるかという問題はあろう。その一方

で、欧州諸国は一九九二年一月以降、クロアチアとスロヴェニアの独立を相次いで承認していった⁽²⁹⁾。また、後に見るように、新ユーゴもボスニア・ヘルツェゴヴィナの成立については合法性に疑問を呈する見解をICJにおいて行っている。

上記四共和国は、先に見たパキスタンや、ソ連を構成していたバルト三国を含む各共和国と同様、「新国家」として国連への加盟を果たしており、その限りでは過去の先例との齟齬はない。唯一問題となったのは、「マケドニア」という名称を巡るギリシャの反対程度であり、とりあえず国連との関係に関する限り、「旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国」という名称を用いることで決着がついた。

これら四共和国に対する諸国の承認について、従来の国家承認理論との関係——例えば、独立の合法性、承認を受けた時点の実効的支配の程度といわゆる「尚早の承認」の関係など——を問う作業は重要である。その一方で、議論を「国連加盟」に限定して考えるなら、ほとんど全世界の国が加盟している国連への加盟が認められることは、個々の既存国家からの承認・不承認とは関係なく、国際社会への参加を認められたことを（少なくとも政治的には）意味する。「尚早の承認」として非難されるヨーロッパ諸国による国家承認同様、戦闘状態が継続する中で行われた、国連への「尚早の」加盟が紛争を長期化・泥沼化させたのだとすれば、「国際の平和及び安全を維持する」ことを第一の目的とした国連にとっては皮肉だったといわざるを得ない。

(2) 新ユーゴの取り扱い——安保理決議七七七（一九九二）及び総会決議四七／一——

上記四共和国に対するヨーロッパ諸国の好意的な対応と、新ユーゴへの対応は好対照を成す。総会決議四七／一もかかる流れの中で採択されたものである。この決議に先だって採択された安保理決議七七七（一九九二）と共に参考まで

に全文を訳出すると、それぞれ以下の通りである。

安保理決議七七七(一九九二)

「安全保障理事会は、

一九九一年九月二五日付安全保障理事会決議七一三(一九九一)及びその後の全ての関連する決議を改めて確認し、かつてユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国として知られた国家は消滅したことを考慮し、ユーゴスラヴィア共和国(セルビア及びモンテネグロ)は、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の国連加盟国としての地位を自動的に継続することはできないことを考慮し、総会に対して、

1 ユーゴスラヴィア共和国(セルビア及びモンテネグロ)はユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の国連加盟国としての地位を自動的に継続することはできないことを考慮し、ユーゴスラヴィア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)は国連に加盟申請しなければならず、総会の事業に参加できないことを総会が決定するよう勧告する。

2 本件を、総会四七七会期の主要部分終了以前に改めて考慮することを決定する。」

なお、本文第二項にある安保理での再審議の時期とは、一九九二年クリスマス休会前の意味である。⁽³⁰⁾

総会決議四七七一

「総会は、

ユーゴスラヴィア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)は国連に加盟申請すべきであり、また、総会の事業に

参加できないとの一九九二年九月一九日付の安全保障理事会の勧告⁽³¹⁾を受領し、

1 ユーゴスラヴィア連邦共和国（セルビア及びモンテネグロ）は国連における旧ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の加盟国としての地位を自動的に継続することはできないことを考慮し、したがって、ユーゴスラヴィア連邦共和国（セルビア及びモンテネグロ）は国連に加盟申請しなければならず、総会の事業に参加できないことを決定する。

2 本件を総会第四七会期の主要部分の終了前に改めて考慮するとの安全保障理事会の意向に留意する。」

(イ) 安保理における議論

安保理決議七七七（一九九二）は賛成一二、反対〇、棄権三で採択された⁽³²⁾。この時の安保理での議論を各国の投票前後の投票理由説明（*explanation of vote before or after the voting*）から整理すると次のようになる。

ロシアは、新ユーゴが旧ユーゴの議席を継続できないとする意見には同調しつつも、新ユーゴを「排除（*exclude*）」することは反対であるとして、総会への出席停止措置によって妥協（*compromise*）が成立した、とす⁽³³⁾。フランスやアメリカも、旧ユーゴの分裂に際しては、継承国間で旧ユーゴの国連加盟国としての地位に関する取り扱いについて合意していない、初めての事例であるという国連における例外的な状況と、ユーゴ和平を巡る国連の外での政治情勢の間で実際の（*pragmatic*）な取り扱いをするものであるとして、この決議の意義を強調している⁽³⁴⁾。

これに対して、決議に棄権した国は、憲章上の明文の根拠を欠く本件措置の合法性についての疑問を提起しているが、さらにインドは、当時クロアチアに派遣されていた国連保護軍（UNPROFOR）は憲章七章に基づくものではなく、その活動の成功には関係当事国の協力が不可欠であるとの観点から、本件決議の採択がUNPROFORの活動の障害になる危険性があることを指摘している⁽³⁵⁾。これは、その後のUNPROFORの活動が如何に推移していったかを重ね

て考えると極めて的確な指摘であったといえよう。

(ロ) 総会における議論

次に、総会ではいかなる議論が為されたかを、前記同様、整理する。

① 決議の法的根拠

決議案では、先に見た加盟国の地位に関する国連憲章の条文について何ら言及していないため、憲章上の根拠が問題となった。

ジンバブエは、加盟国の地位に関する各規定の排他性を主張し、またそれらの条文の厳格な適用によって、小国の国連での地位が保護されるという⁽³⁶⁾。ブラジルも、加盟国の地位の問題は機構との関係における国家の基本権に関わる問題であるから、憲章を厳密に解釈する必要性があるとの見解を示し、過度の拡大解釈は機構の活動が依って立つ法構造を弱体化させるものであるとの危惧を表明した⁽³⁷⁾。グアテマラは、決議そのものには賛成したものの、憲章上の根拠につき、国連法務部に意見を求めるなどの慎重な手続きの必要性を指摘し、今回の決議が前例とならないよう要請した⁽³⁸⁾。また、タンザニアは、国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見を求めるべきであるとした⁽³⁹⁾。

ヨーロッパ共同体加盟国を中心とした、決議の共同提案国も、この決議が憲章に依らない、すなわち四、五及び六条のいずれにも該当しないものであることを前提としている。決議提案の趣旨説明を行ったイギリスによれば、今回の「状況には先例がなく、また明らかに憲章の起草者達には予見できなかったものである」が、「このような予見不可能な状況に対し、安保理と総会は、憲章上『必要な含意 (necessary implication)』によって、この(決議案に記された[筆者]) ような行動をとる」ことができる、という⁽⁴⁰⁾。これに対しては、なお、トリニダッド・トバゴは、憲章上の根拠については疑問が残るとしながらも、新ユーゴは人権を尊重して行動すべきである、というメッセージを送る必要性が、

決議の法的根拠に優先して考慮される問題である、との立場を取っていることが注目される。⁽⁴¹⁾

② 総会と安保理の権限関係

次の問題となるのは、この決議が安保理決議七七七に盛り込まれた勧告に基づいて採択されていることである。国連憲章四、五及び六条は、加盟国の地位に関する手続きとして、「安保理の勧告」とそれに基づく「総会の決定」を要件としている。また、その際の表決手続きについては、安保理においては「常任理事国の同意投票を含む九理事国の賛成」(憲章二七条三項)、総会においては「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数」(同一八条二項)がそれぞれ必要とされている。

ところで、今回の総会決議は、提案国自身が認めるように、憲章のいずれの条文にも依拠しないものである。決議の実質部分について憲章に規定がないにも拘らず、決議採択の手続きについては、憲章に規定された加盟国の地位に関する手続きを準用することが果たして妥当であるか否かは問題となろう。⁽⁴²⁾

イギリスは、あるいは共同提案国は、「この決議案の採択にあたっては、安保理の勧告に基づいて総会は行動し、加盟国の(地位の)問題に関して憲章が規定する手続きに従っている」と述べているから、憲章に定められた手続規定を準用することで、憲章が予見不可能であった種類の加盟国の地位の問題についての決定が行えるところの立場を取っている。この点についてはガーナが、「誰が総会に参加できるか」という問題について安保理が勧告を為し得るという前提は受け入れられない、と反論している。⁽⁴⁴⁾

③ 国家承継との関連

安保理決議七七七は、旧ユーゴが「消滅した (has ceased to exist)」ことを前提としている。いうまでもなく、国家が消滅すれば、その国家が従前加盟していた国際機構の加盟国としての地位も消滅する。⁽⁴⁵⁾ 総会決議四七/一も、当然そのような前提で採択されたと考えられる。ここで問題となるのは、果たして旧ユーゴが、本当に「消滅した」のか、

あるいは、旧ユーゴの領域が縮小され、かつ、国名を変更したに留まるのか、ということである。また、さらに、このような「消滅」の認定を行う権能が安保理にあるのか、ということも問題となろう。国家領域の変更と国連での地位の関係については、既に前節で見たとおり、インド及びパキスタンの事例を通じて一応の原則が確立している。総会決議四七／一の採択においても、この原則を念頭に置いた発言が幾つかの加盟国から行われている。

ジンバブエは、これまで既加盟国に、憲法上の、あるいは領域又は国名の変更があつた場合でも加盟国としての地位には影響がなかつたことを指摘し、今回の新ユーゴに対する取り扱いが、他の国家、とりわけ多民族国家に対する危険な先例となることを危惧している。⁽⁴⁶⁾ タンザニアも、過去の同様の事例では、本国から分離して成立した国家のみが新規に加盟を申請する一方で、残余の部分については、再申請が求められたことはなく、また国家としての存在そのものが問題となつたこともないと指摘する。⁽⁴⁷⁾

これに対して、決議に賛成したハンガリーは、一九九二年四月二七日にベオグラードで公布された一方的宣言のみでは、新ユーゴが旧ユーゴの国際機構での地位を承継すると決定するには十分ではなく、旧ユーゴを承継する全ての共和国の間での合意が必要であると主張する。⁽⁴⁸⁾ このような主張の前提として、先に見たソ連の崩壊に際しての「独立国家共同体の国家元首評議会に関する決定」が念頭にあるものと思われる。しかし、既存国家の分裂に伴う国際機構での地位の承継について、その国家を構成していた全ての新独立国による事前の合意が必要であるなら、そのような合意が達成される以前に、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びスロヴェニアが、新ユーゴの同意無しに国連への加盟申請を行い、加盟を認められている状況を説明できなくなる。⁽⁴⁹⁾

(イ) 国連事務局の見解—決議採択の結果—

その後、クロアチア及びボスニア・ヘルツェゴヴィナの両国連代表部は、国連事務総長に対して、「新ユーゴ」の国連における地位を巡って一九九二年九月二五日付けで書簡を送付した。これに対する国連の法律顧問の回答と共に紹介したい。

国連事務総長宛書簡の要点は次の通りである。

- ① 安保理決議七七七にある通り、旧ユーゴは消滅しており、存在しない国家は国連加盟国でもありえない。
- ② 同時に、新ユーゴも、現段階では国連加盟国ではない。
- ③ 従って、もはや何物をも表象していないにも拘らず、国連本部前に依然として旧ユーゴの国旗が掲揚され、議場に「ユーゴスラヴィア」の名札が置かれていることの法的理由が見出せない。

④ 上記の点について、事務局から法的に満足のいく説明が為されるまで、国旗(旧ユーゴ国旗「筆者」)の降納と名札の撤収を事務総長に要請する権利を留保する。

この書簡は、旧ユーゴから独立して成立した二共和国からのものであり、政治的意図もあろう。しかし、安保理決議七五七及び七七七、総会決議四七／一を文言通りに理解した場合、上記のような疑問が生じるのも当然と思われる。これに対する事務局からの回答は、法的に見て、やや奇妙な内容となっている。まず、書簡は決議の内容を要約した上で、パラグラフ四で次のように述べる。すなわち、

「一方、決議は機構におけるユーゴスラヴィアの加盟国としての地位(原文では、*Yugoslavia's membership*)⁵⁰ なお、下線は原文のまま)を終了(terminate)させるものでも、停止(suspend)させるものでもない。従って、座席と名札は従前通り残るが、総会機関においてユーゴスラヴィア共和国連邦(セルビア及びモンテネグロ)の代表は、「ユーゴスラヴィア」の名札のあるところに着席することはできない。ユーゴスラヴィア国連代表部(Yugoslav missions)

は活動を継続し、文書の授受及び配布を受けることができる。国連本部においては、旧ユーゴスラヴィア国旗を事務局が使用した最後のユーゴスラヴィア国旗として引き続き掲揚する。決議は、ユーゴスラヴィアが総会機関以外の機関の作業に参加する権利を奪うものではない。憲章4条に基づく新ユーゴの国連への加盟によって、決議四七／一がもたらした事態は終了する。」

この事務局見解に対しては、様々な疑問を呈示することができる。それも含めて、次項で総会決議四七／一が持つ問題点を整理することにした。

(二) 決議を巡る論点

以上、総会での議論及び事務局の見解を概観した。ここで、論点を整理したい。

まず、旧ユーゴと新ユーゴが同一の国家か否かという問題がある。上述の議論、とりわけ事務局見解は、両者の法的関係についての明確な回答を提示せぬままにしている。このことから、次の二つの問題が生ずる。第一に、仮に両者に同一性がないとした場合、旧ユーゴと新ユーゴは国際法上、別個の国家である。とすれば、旧ユーゴの消滅によって、国連において「ユーゴスラヴィア」はもはや存在しないのであり、先に見たボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びクロアチアが提出した書簡が指摘する通り、存在しない国家の座席が用意され、国旗が掲揚されていることを説明することができる。また、事務局見解がいうような「憲章4条に基づく新ユーゴの加盟」は新ユーゴが旧ユーゴとは別個の「国家」であることを前提としてはじめて可能となる。ならば、事実上消滅し、安保理も決議を通じて認めてはいるものの、依然として加盟国の地位を保持している（しかも、それは「停止 (suspend)」「さえされていない」旧ユーゴの国連の地位が、何故、別国家 (新ユーゴ) の加盟によって左右されるのか。さらに、新ユーゴが総会とその関連機関以外では「ユーゴスラヴィア」の座席を占めることの法的理由は見出され得ない。

第二に、両者に同一性がある場合、旧ユーゴと新ユーゴの関係は「政府の交替」に過ぎない。従って、国連における「ユーゴスラヴィア」の地位そのものに変更はなく、新ユーゴ政府（ユーゴスラヴィア連邦共和国政府）が国連においてユーゴスラヴィアを代表できるかどうかという問題に帰着し、総会決議四七／一はそれを否定する効果を有するものとなる。事務局見解が、今回の決議を「憲章五、六条のいずれにも該当せず」、新ユーゴは総会及びその関連機関に「参加できない」ことのみを強調している点では、旧ユーゴと新ユーゴの国家としての同一性（すなわち、政府の交替という論理的枠組み）を前提しているようにも考えられる。しかし、この場合、新ユーゴの代表性を憲章四条によって判断する（すなわち、「加盟」手続きを通して「代表性」を確定する）ことには、実体的にも手続的にも克服できない論理矛盾が存在する。

次に、今回の決議そのものが、憲章上合法であるか、という「合憲性」の問題、いいかえれば、イギリスがいうような「必要な含意」の範囲で今回の決議を捉えることができるかという問題が生ずる。ここで、問題をさらに二つに分けることができる。第一の問題は、憲章に定めのない加盟国の地位の変更の合憲性であり、第二はそのような変更を行った、手続き上の問題である。

(3) 国際司法裁判所（ICJ）における「新ユーゴ」

国際司法裁判所（以下、ICJ）では、「ユーゴ問題」に関して、次の三つの事件が係争中である。すなわち、①ジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対新ユーゴ）、②武力行使合法性事件（新ユーゴ対ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス及びアメリカ）及び③ジェノサイド条約適用事件（クロアチア対新ユーゴ）である。なお、②については、一九九九年六月二日の仮保全措置命令の際、

スペインとアメリカについては管轄権 (ratione materiae) なしとの判断が既に下されている。

ところで、ICJ規程当事国に関する国連憲章九三条及びICJ規程三五条は、次のように規定している。

国連憲章九三条

「1 すべての国際連合加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる。

2 国際連合加盟国でない国は、安全保障理事会の勧告に基づいて総会が各場合に決定する条件で国際司法裁判所規程の当事国となることができる。」

ICJ規程三五条

「1 裁判所は、この規程の当事国である諸国に開放する。

2 裁判所をその他の国に開放するための条件は、現行諸条約の特別の規定を留保して、安全保障理事会が定める。(以下略)」

本稿が分析対象としている国連総会決議四七／一は、新ユーゴは「総会の活動に参加できない」とする一方で、「参加のためには加盟申請しなければならない」としており、旧ユーゴと新ユーゴの関係には不明確な点が多い。仮に新ユーゴが旧ユーゴの地位を承継しない「新国家」であり、国連加盟国ではないとするならば、当然にICJにおける当事者能力も問題となる。そこで、これら三つの事件における新ユーゴのICJにおける地位を総会決議四七／一との関係で、裁判当事国がどのように主張し、あるいは、ICJがどのように判断しているかを整理しておくことにする。尤も、いずれの事件についても最終的な判決が下されたわけではないので、ICJの見解も現段階では参考程度に留まるものであることに注意する必要がある。

① ジェノサイド条約適用事件 (ボスニア・ヘルツェゴヴィナ对新ユーゴ)

本件は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ領域内において新ユーゴがジェノサイドを行ったとして、「集団殺害罪の防止

及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」九条に基づいて、一九九三年三月二〇日に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが訴を提起し、あわせてジェノサイド条約違反の中止を求める仮保全措置の申請を行ったものである。⁽⁵²⁾

結論としては、仮保全措置命令（一九九三年四月八日）及び先決的抗弁判決（一九九六年七月一日）のいずれにおいても、国連における新ユーゴの地位に関する決定的な記述はない。それは、「第一義的には両当事国がこの問題を提起しなかったためであるが、そのことを奇貨として、国連のメンバーシップというデリケートなこの問題を扱うことを裁判所が回避したとみるほうがより現実に近い」とされる。⁽⁵³⁾

この事件での論点は、二つに分かれる。

すなわち、新ユーゴが旧ユーゴの承継国として、国連加盟国としての地位を承継しているかという裁判所の人的管轄に関する問題と、⁽⁵⁴⁾ ジェノサイド条約当事国としての地位を承継しているかという事項的管轄に関する問題である。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの訴状（Application）によれば、両国とも「国連加盟国として、国連憲章と一体を成す裁判所規程の当事国」である⁽⁵⁵⁾とされた上で、国連総会決議四七／一に見られるように、新ユーゴが旧ユーゴの承継国であるとの新ユーゴの地位について国際的には争いがあるものの、新ユーゴ自身の国内的国際的主張に鑑みれば、新ユーゴはジェノサイド条約に拘束される意思を有していること、また、国連事務局も総会決議四七／一が新ユーゴの加盟国としての地位を「終了させるものでも、停止させるものでもない」としていることに依拠して、ボスニア・ヘルツェゴヴィナと新ユーゴの間にジェノサイド条約上の紛争が存在しているから、裁判所は管轄権を有する、と主張している。⁽⁵⁶⁾

この点についてICJは、「仮保全措置の要請に対し、裁判所は、かかる措置を命ずるか否かを決定する前に、本案についての管轄権を有するか否かを最終的に確定する必要はない。しかし、原告が援用する規定または規程が、一応の（prima facie）管轄権を設定する基礎となるものでなければ、かかる措置を指示すべきではない」として、新ユーゴのICJ規程上の地位に言及した。⁽⁵⁷⁾

その上で、先に見た国連での取り扱いを検討し、かかる取り扱いは「法的困難⁵⁸ (legal difficulties) から逃れられないが、ユーゴスラヴィア (新ユーゴ「筆者」) が国連加盟国であり、そのようなものとして規程当事国であるか否かは、訴訟手続きの現段階において最終的に決定する必要のないものである」とした上で、ジェノサイド条約九条が規程三五条二項にいう「現行諸条約の特別の規定」にあたる⁵⁸として、かかる規定が適用される「紛争は、いずれにせよ、裁判所の一応の (prima facie) 人的管轄権の中にある」と判断した。

次に新ユーゴがジェノサイド条約の当事国であるか否かという点について裁判所は、旧ユーゴは一九五〇年にジェノサイド条約に批准し、新ユーゴが旧ユーゴの国際約束上の義務に全て拘束される旨の正式の宣言を一九九二年四月二七日に行っており、かつ、かかる意思を同日付の国連事務総長宛書簡で伝達していることを理由にこれを認めている⁵⁹。

また、先決的抗弁判決においても、ICJは、新ユーゴの国連における地位については言及せず、仮保全措置命令段階と同じ論理、すなわち、旧ユーゴが負っていた国際約束上の義務に対する新ユーゴの履行の意図を根拠に、ジェノサイド条約当事国としての地位を認めている⁶⁰。新ユーゴ自身の意図はともかく、新ユーゴが国連非加盟国であるなら、ジェノサイド条約への加入に際しては、同条約一条に従って、「総会により署名するよう招請され」ることになっている。かかる招請が行われていない以上、ICJは新ユーゴを国連加盟国として扱っているとも可能である⁶¹。

② 武力行使合法性事件

本件は、コソヴォ問題を巡って、北大西洋条約機構 (NATO) が新ユーゴに対して一九九九年三月二四日に開始した空爆が、武力不行使原則違反、一九四九年ジュネーブ条約とその一九七七年同条約第一追加議定書、及び、ジェノサイド条約等に違反するとして、新ユーゴが一九九九年四月二九日にNATO加盟国 (対ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス及びアメリカ) に対して行ったものである。

上記のジェノサイド条約適用事件とは逆に新ユーゴが原告である本件では、新ユーゴ自身は管轄権の基礎をICJ規程三六条二項、ジェノサイド条約九条及びICJ規則三八条五項などに求めている。他方、一部の被告国は、上述の安保理及び総会決議を援用して新ユーゴの当事者能力に言及し、それを否定する陳述を行っている（例えば、カナダ⁶²）。

これに対して新ユーゴ側は、五月一二日の陳述において、安保理決議及び総会決議がいずれも「加盟国としての地位を終了させるものでも、停止させるものでもない」とする事務局見解を根拠に、新ユーゴは国連において総会及びその後の安保理決議八二一（一九九三）に基づき経済社会理事会（経社理）の作業には参加できないが、それで全て（that is all）であって、ICJ規程の当事国であることは疑いがないとしている⁶³。

一九九九年六月二日、ICJはスペイン及びアメリカについては一応の（prima facie）管轄権も見出されないとし、他の被告国との関係では仮保全措置を命じないと判断を下した。これは、仮保全措置段階では裁判所の管轄権についての確定的な結論を必要としないとの判断によるものであり、新ユーゴの国連における地位の問題に言及せずとも、管轄権の根拠をその他の理由に求め得るとの論理である。

これに対して、小田判事は個別意見において、新ユーゴの国連における取り扱いを根拠としてICJ規程当事国としての地位に疑問を呈し、本件申立てのそもそもの適格性に異議を唱えている⁶⁴。また、コイマンズ（Kooijmans）判事も、ICJ規程三六条二項に基づく新ユーゴの強制管轄権受諾宣言の有効・無効を判断するには、新ユーゴの地位を先決的に取り扱うべきであり、これまでの経緯を仔細に検討すれば、新ユーゴが完全な形では国連加盟国ではなく、ICJ規程当事国として強制管轄権を受諾する資格が無いのではないかという疑いが生じると指摘している⁶⁵。一方、クレチャ（Kreca）特任裁判官は反対意見の中で、総会決議四七／一は「総会における」新ユーゴの取り扱いに言及するのみであって、ICJ規程当事国としての地位には何ら言及が無いと述べている⁶⁶。

③ ジェノサイド条約適用事件(クロアチア対新ユーゴ)

本件は、一九九一年から一九九五年にかけて、すなわちクロアチアの国連加盟(一九九二年五月二三日)以前からのクロアチア「領域内」におけるセルビア系による破壊行為への補償(compensation)を求めて、一九九九年七月二日にクロアチアが訴を提起したものである。⁽⁶⁷⁾

クロアチアは、本件における裁判所の管轄権の基礎をICJ規程三六条一項に求めると共に、クロアチア及び新ユーゴがユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国(旧ユーゴ)の継承国(successor States)であり、旧ユーゴがジェノサイド条約の当事国であったことから、同条約九条を援用している。⁽⁶⁸⁾ 本件については一九九九年九月一四日の命令により二〇〇〇年三月一四日をクロアチアの申述書(Memorial) 提出期限及び同年九月一四日を新ユーゴの答弁書(Counter-Memorial) の提出期限と定めたが、二〇〇〇年三月一〇日に申述書提出期限を九月一四日に延長し、答弁書提出期限もこれに併せて二〇〇一年九月一四日とする旨の命令が出された。⁽⁷⁰⁾

4 おわりに―若干の考察―

本稿の目的は、新ユーゴの国連における地位を検討することにあつた。既に3(2)で指摘した通り、安保理決議及び総会決議の文言(さらに、それらに対するクロアチア及びボスニア・ヘルツェゴヴィナと国連の間の書簡)には種々の疑問点があり、決議そのものからは明確な結論は導き出すことができないが、ICJにおけるこれまでの議論を見る限り、「ユーゴスラヴィア」は新ユーゴとなつても引き続き、従来通り国連加盟国であり、単に総会及び経社理の会合に参加できない状態が継続しているという意味で事実上の「代表権の否認」または「権利の停止(suspension)」状態に

あると整理せざるを得ない⁽⁷¹⁾。これは、安保理決議七七七（一九九二）を採択するにあたって、新ユーゴを国連から完全に「排除 (exclude)」する意思は無いと考えられていたこと（安保理決議に対するロシアの態度）、また、クレカ特任裁判官が上述の「武力行使合法性事件」反対意見の中で、新ユーゴが国連分担金を支払っていることに言及していること、また、安保理決議七七七（一九九二）と総会決議四七／一が新ユーゴが旧ユーゴの地位を「自動的に継続できない (cannot automatically continue)」とする一方、それを「除名 (expel)」とは区別していると思われるからである。従って、決議採択時にイギリスが述べたような「必要な含意」、あるいは「黙示的権能 (implied power)」に基づく措置として上述のように考えるしかないのである。

しかし、それは、この措置が国連憲章上、「合法」であることを直接には意味しない。すなわち、安保理及び総会の行動に「権限踰越 (ultra vires)」があつたのではないかという問題が依然として残るからである。除名や権利停止といった「懲罰、制裁」的な行為については、一般的に「安直に黙示的権能説で権利停止・除名を正当化するべきではなく、基本文書またはそれに基礎を置く内部法によって、明確に要件と手続きが定められている必要がある⁽⁷²⁾」といわれる。また、スクビシェヴスキ (Skubiszewski) も、黙示的権能の限界として、機構（及びその内部機関）の権能が設立基本文書によって明確である場合には、新たな権能を黙示的に認める余地はないとする⁽⁷³⁾。新規加盟の際の要件については、既に勧告的意見を通じて、憲章に規定された以外の要件を加えることは許されることが確認されている。除名及び権利停止についての憲章の規定も同様に明確であつて、黙示的権能を認める余地はないように思われる⁽⁷⁴⁾。また、効果において代表権を否認する措置が安保理によって執られることを正当化する規定も存在しない。従って、新ユーゴの国連における地位を巡る一連の決議は国連憲章違反であり、安保理及び総会の行為は権限踰越であるとの疑いが非常に強い。クロアチア等への国連加盟承認と対を成す形で、一連のユーゴ紛争の状況下における新ユーゴへの「制裁⁽⁷⁵⁾」としての「代表権の否認」なり「出席停止」を意図したなら、憲章五条に基づく正規の「権利の停止」も可能であつたと思われる

る。なぜなら、安保理決議七七七(一九九二)が前文で言及している安保理決議七一三(一九九一)は既に憲章七章に基づく武器禁輸措置を課していたのであり、同条が定める要件を満たしていたからである。尤も、その際に問題となつたのが、旧ユーゴと新ユーゴの「加盟国」としての継続性の問題であろう。五条に基づく「権利の停止」であれば、旧ユーゴと新ユーゴの加盟国としての継続性を前提としなければならないが、ロシアでさえ、かかる継続性を認めることには消極的であつたことに見られるように、加盟国としての継続性を否定しつつ、除名はしないという、まさしく「妥協的対応」が憲章との整合性を欠いた決議を産んだと考えられるのである。

一連の決議を「事実上の代表権否認ないし権利停止」と理解する限り、「国連加盟国は、その憲法または国境に変化が生じたという理由のみでは、加盟国としての地位を失わない」という、インド及びパキスタン独立に際して設定された原則は一応維持されたことになる。しかし、かかる状態を回復させるための手続きを憲章四条に依らしめることが整合性を欠いているとの疑問は解消されないうままである。

ユーゴ問題という国際政治の枠組み全体の中での新ユーゴ(正確にはセルビア)に対する国際社会の非難という図式の中で、今回の一連の決議は法的整合性(合「憲章」性)よりも政治的な圧力という面が強調される結果となつた。そのような圧力がユーゴ問題の早期解決に資するものであつたか否かはここで問うまでもなからう。いずれにせよ、新ユーゴに対する措置では、法的整合性の問題が等閑に付され、新ユーゴの国連における「国家性」を問題としたのか、新ユーゴ「政府」の「代表性」を問題としたのかが不明確なものとなつた。それは、本来峻別されるべき「国家」と「政府」の概念的混同をもたらし、ICJにおける審理にも少なからぬ影響を与えているのである。

(1) Crawford, James, *The Creation of States in International Law* (1979), pp.27-28.

(2) cf. Crawford, *ibid.*, p.29.

- (3) UNGA Res. 47/1, 22 September 1992.
- (4) 「シエノサイド条約の適用に関する事件」(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ对新ユーゴ) (Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia-Herzegovina v. Yugoslavia) (General List No.91)) 及び「武力行使合法性事件」(Legality of Use of Force (Yugoslavia v. Belgium, Canada, France, Germany, Italy, Netherlands, Spain, United Kingdom and United States of America) (General List Nos. 105-113)). 「シエノサイド条約の適用に関する事件」(クロアチア对新ユーゴ) (Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Yugoslavia)).
- (5) 山本草二『国際法(新版)』(一九九四年)六七頁。
- (6) 安藤仁介「国際機構の加盟手続と国家承認」国際法事例研究会『日本の国際法事例研究(1)国家承認』二一七頁及び山本草二『前掲書』六七―六八頁。国際連盟及び国連への加盟(不)承認問題と国家承認の関係を扱ったものとして、Dugard, John, *Recognition and the United Nations* (1987) を参照。
- (7) (参考) 横田洋三編著『国際機構論(補訂版)』一三四―一三五頁。
- (8) 「国際連合における加盟国の地位を国家にする場合の条件」勧告的意見事件 (ICJ Reports 1947-1948, pp.57-115) 及び「国家の国際連合加盟を承認する場合の総会の権限」勧告的意見事件 (*Ibid.* 1950, pp.3-34)。
- (9) Simma ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary* (1994), p.141.
- (10) Schermers and Blokker, *International Institutional Law*, pp.96-97.
- (11) (参考) 横田『前掲書』一三三頁。
- (12) Schermers and Blokker, *ibid.*, p.96.
- (13) GA Res. 3296 (XXIV).
- (14) 外務省『国際連合第29回総会の事業(上)』一一五頁。
- (15) Green, J., "The Dissolution of States and Membership of the United Nations", in Holland (et al eds.), *Law, Justice and Equity: Essays in tribute to G.W. Keeton* (1967), p.152.
- (16) Schermers, *International Institutional Law* (1980), p.63.
- (17) Green, *ibid.* p.167. 例えば、エチオピアは、イタリアによる侵略の結果、併合され、諸国による承認を受けたにも拘らず、一九四二年に皇帝が復帰するまで国際連盟加盟国としての地位に変化はなく、連盟最後の総会である第二一回総会には代表が派遣された (*Ibid.*, pp.153-155.)

- (18) *Ibid.*, pp.153-155.
- (19) ヲンム自身「国家社 (statehood)」と国際機構への加盟問題については、例えば、Higgins, R., *The Development of International Law through the Political Organs of the United Nations* (1963), pp.15-17 及び Morgenstern, F., *Legal Problems of International Organizations* (1986), pp.50-51 を参照。なお、イノントは国際連盟にも加盟していた。当時の経緯については、松田幹夫『国際法上のコモンウェルス・システム・ニオンの中立権を中心として』(一九九五年)一〇二—一〇三頁。
- (20) UN General Assembly Official Record 6th Committee, 2nd session, 43rd Meeting at pp.38-39 (1947).
- (21) UN Doc. A/C.6/156, 2 October 1947.
- (22) Cf. Schacter, O., 25 *British Yearbook of International Law* (1948), pp.91-132, Misra, K.P., *Canadian Yearbook of International Law* (1965), pp.281-289, Udokang, U., *Succession of New States to International Treaties* (1972) pp.282-287, Zemanek, 116 *Recueil des Cours* (1965-III), pp.245-254, Amerasinghe, C.F., *Principles of the Institutional Law of International Organizations* (1996), pp.112-113.
- (23) Zemanek, *ibid.*, p.253.
- (24) "Decision by the Council of Heads of States of the Commonwealth of Independent States", done at Alma Ata on 21 December 1991. Translated and reproduced in 31 *International Legal Materials (ILM)* at 151. 邦文は外務省欧亜局ソヴィエト連邦課『ソ連月報』第五八二号(一九九一年二月)六頁によった。
- (25) スロヴァキア共和国について安保理決議八〇〇(一九九三)(一九九三年一月八日)、チェコ共和国について同八〇一(一九九三)(同日)。
- (26) 例えば安保理決議六六二(一九九〇)は、本文第一項においてイラクによるクウェート併合は「いかなる法的効力も有さず、無効 (null and void) である」ことを決定 (decide) している。イラクが国連憲章に違反してクウェートを侵略し、それに対して国連が憲章七章に基づく措置を執っているのであるから、クウェートの加盟国としての地位に変更が生じないのは当然の帰結といえる (cf. Amerasinghe, *ibid.*, p.126.)。
- (27) cf. *Keesings' Record of World Events* at 38204 (1991).
- (28) それぞれの加盟申請に対する安保理決議は、クロアチアについて決議七五三(一九九二)(一九九二年五月一八日)、スロヴェニア同七五四(一九九二)(同)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ同七五五(一九九二)(同年五月二〇日)、旧ユーゴスラヴィア・マケドニア同八一七(一九九三)(一九九三年四月七日)。
- (29) これらの経緯については、Weller, Marc, "The International Response to the Dissolution of the Socialist Federal Republic

of Yugoslavia”, in *American Journal of International Law* Vol.86 (1992), pp.567-607, 王志安『国際法における承認—その法的機能及び効果の再検討』（一九九九年）第一部第五章、千田善『ユーゴ紛争—多民族・モザイク国家の悲劇』（講談社）二二二—二六〇頁などを参照。

- (30) UN Doc. A/47/PV.7 at 143 (United Kingdom).
- (31) S/RES/777 (1992). この安保理決議では、前文において、「かつてユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国として知られた国家は消滅したことを考慮し」、新ユーゴが旧ユーゴの議席を自動的に継続するとの主張が「一般に受け入れられていないことを想起し」つつ、総会に対して、新ユーゴの加盟申請と総会の事業への参加停止を決定するよう勧告している。新ユーゴの旧ユーゴからの継続性の否定は、「四共和国の主張と軌を一にするものである（王『前掲書』一五〇頁）。
- (32) 賛成：オーストリア、ベルギー、ケープ・ヴェルデ、エクアドル、フランス、ハンガリー、日本、モロッコ、ロシア、英、米及びヴェネズエラ、棄権：中国、インド及びジンバブエ。
- (33) UN Doc. S/PV.3116 at pp.2-3.
- (34) *Ibid.*, at pp.12-14.
- (35) *Ibid.* at pp.6-7 (インド), pp.7-11 (ジンバブエ) and pp.14-15 (中国).
- (36) UN Doc. A/47/PV., at 162. (反対。以下、カッコ内は当該国の投票行動を示す。なお、全体の投票結果については、*Ibid.* at 186.)
- (37) *Ibid.* at 189 and 190. (棄権)
- (38) *Ibid.* at 191. (賛成)
- (39) *Ibid.* at 177. (反対)
- (40) *Ibid.* at 144-145.
- (41) *Ibid.* at 192. (賛成)
- (42) なお、この総会決議は、賛成一二七、反対六、棄権二六で採択されているから、「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数」の要件は満たしている。しかし、総会議事録から知り得る限り、本件決議が「重要問題」として処理されたかどうかは明らかではない。また、通常、総会における新規加盟承認は、独立の案件として審議される（例えば、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びスロベニアの加盟問題を審議した第四六回総会では、議題二〇「国連への新規加盟 (Admission of new Members to the United Nations)」として扱われた。これに対し、今回の決議は、議題八「議題及び作業計画の採択 (Adoption of the agenda and organization of work)」の中で審議され、採択されたものである。このような議事進行に対して、ケニアとタン

- ザニアが疑問を呈している (Ibid., at 167 (ケニア) and 176 (タンザニア))
- (43) Ibid. at 142.
 - (44) Ibid. at 161.
 - (45) 前掲注(12)。
 - (46) UN Doc. *ibid.* at 163.
 - (47) Ibid. at 177.
 - (48) Ibid. at 182. また、モルシブも同様に主張する (Ibid. at 181 and 182)。
 - (49) シンブンエがこの点を指摘している。UN Doc. *ibid.* at 163.
 - (50) Letter dated 25 September 1992 from the Permanent Representatives of Bosnia and Herzegovina and Croatia to the United Nations addressed to the Secretary-General, reproduced in UN Doc. A/47/74, 27 September 1992.
 - (51) Letter dated 29 September 1992 from the Under-Secretary-General, the Legal Counsel, addressed to the Permanent Representatives of Bosnia and Herzegovina and Croatia to the United Nations, reproduced in UN Doc. A/47/485, Annex, 30 September 1992.
 - (52) 本事件の仮保全措置命令 (一九九三年四月八日) 及び先決的抗弁判決 (一九九六年七月一日) に関する事実経過・命令及び判決の要旨・分析について、杉原高嶺「ジェノサイド条約適用事件—仮保全措置の申請—」『国際法外交雑誌』第九五巻四号 (一九九六年一〇月) 四五四—四六八頁及び国際司法裁判所判例研究会 (酒井啓巨執筆)「ジェノサイド条約適用事件—先決的抗弁—」『国際法外交雑誌』第九八巻三号 (一九九九年八月) 三七九—三九九頁を参照。
 - (53) 国際司法裁判所判例研究会「前掲」三九〇頁。
 - (54) 本件における人的管轄を巡る問題では、新ユーゴ側がボスニア・ヘルツェゴヴィナ自身の独立プロセスを基にその国家性について疑問を提起していたが、取りあえず本稿の検討対象外であるので言及しない。なお、杉原「前掲論文」及び杉原「国際司法裁判制度」(一九九六年) 九八頁。
 - (55) Application by the Republic of Bosnia and Herzegovina, ICJ ホームページ (<http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/ibhy/ibhyframe.htm>), para.88.
 - (56) Ibid., paras.95-100.
 - (57) ICJ Reports 1993, pp.12-13, para.14.
 - (58) Ibid., pp.13-15, paras.16-19.

- (65) *Ibid.*, pp.15-16, paras.20-22.
- (66) *ICJ Reports* 1996, p.19, para.17.
- (67) 国際司法裁判所判例研究会「前掲」三八九頁及び同(注4)。
- (68) ICJ Document, CR99/27 (12 May 1999), p.7.
- (69) *Ibid.*, CR99/35 (12 May 1999). なお、この「前掲」ICJ Yearbook 2000, p.5に「ユーゴスラビア」(Yugoslavia)と記述されているが、これは「ユーゴスラビア」(Yugoslavia)と記述されている。
- (70) Separate opinion of Judge Oda, paras.3-4, *ICJ Yearbook* 2000, p.5 (http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/iybe/iybeiframe.htm).
- (71) Separate opinion of Judge Kooijmans, paras.12-15 (出所は前掲注(69)と同)。
- (72) Dissenting opinion of Judge Kreća, paras.8-11 (出所は前掲注(69)と同)。
- (73) Application by the Republic of Croatia Instituting Proceedings against the Federal Republic of Yugoslavia (2 July 1999), *ICJ Yearbook* 2000, p.5 (http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/icry/icryframe.htm)。
- (74) *Ibid.*, paras.28-30.
- (75) *ICJ Yearbook* 2000, p.5 (http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/icry/icryframe.htm)。
- (76) *ICJ Reports* 2000, p.5.
- (77) cf. Blum, Yehuda Z., "UN Membership of the 'New' Yugoslavia: Continuity or Break?" in *American Journal of International Law*, Vol. 86 (1992) pp.830-833, esp. p.833.
- (78) 横田 謙『国際法概論』131頁。
- (79) Skubiszewski, Krzysztof, "Implied Powers of International Organizations" in Dinstein ed., *International Law at a Time of Perplexity* (1989), pp.867-868.
- (80) cf. Magliveras, Konstantinos D., *Exclusion from Participation in International Organisations: The Law and Practice behind Member States' Expulsion and Suspension of Membership* (1999), pp.254-257.
- (81) (参考) 中『国際法』150頁。